

スイムマイレージクラブ



【会員規則】

特定非営利活動法人日本アウトフィットネス協会

特定非営利法人日本アウトフィットネス協会（以下「協会」）は、水泳を中心としたアウトフィットネスの普及及び啓蒙活動をはかるために「スイムマイレージクラブ（以下SMC）」を創設します。協会は会員のプライバシー保護が非常に重要であると考えており、会員のご入会に際していただいた個人情報（以下、「登録情報」）は、プライバシーの保護に関するポリシーに基づき適切に管理いたします。また、登録情報の使用目的は原則として以下の場合に限定します。

- ・ 会員が水泳の理解を深めて安全にトレーニングやレース等を楽しむため
- ・ 会員が必要とされる情報・サービスを提供するため
- ・ 会員が健康な生活を送るための新しい情報などをお知らせするため
- ・ 会員が会員同士の親睦をはかり今後の水泳活動を充実させるため
- ・ 会員の業績をたたえるため

第1条（会員）

1. 協会は運営する「SMC」の「会員」とは本規約を承諾の上、規定の入会手続きを完了後、協会で承認した方とします。
2. 協会が「会員」として承認することを不適当と判断した場合 入会の承認を行わない

場合があります。また承認後であっても承認の取り消しを行なう場合があります。

3. 会員は、本規約を遵守するものとします。

第2条（ユーザー名・パスワードの管理）

1. 「SMC」に登録した際に会員が設定するユーザー名・パスワードの管理は、会員本人が責任を負うものとします。

2. ユーザー名の譲渡、名義変更、売買などの行為は 一切禁止することとします。

3. 協会はユーザー名の使用上の過失及び 第三者の利用に伴う損害の一切の責任を負わないものとします。

第3条（登録情報）

1. 登録情報は協会が所有し、「個人情報保護法」に基づき管理するものとします。

2. 入会の際に会員が申告する登録情報のすべての項目に関して、いかなる虚偽の申告も認めないものとします。

3. 住所、電話番号、その他協会への登録情報に変更が生じた場合、会員は速やかに所定の変更手続きを行なうものとします。

4. 氏名、生年月日など基本的に変更の必要性がない項目に関しては、婚姻による姓の変更など協会が承認した場合を除いて原則的に変更できないものとします。

第4条（協会が提供するサービスの内容、諸規定、提供時間等）

1. 協会は会員に対して、水泳に関する情報を無料で提供（以下「本サービス」という）するものとします。

2. 協会は本サービス、有料サービス、諸規定等の内容を、「SMC」上の本サービス及び有料サービスを告知するページ上に表記するものとします。

3. 会員は本サービスを、協会が運営するホームページへのアクセスまたは協会が送信するEメールにより受けることができます。

4. コンピューターまたは回線の障害その他やむを得ない事情により、本サービスの提供を停止または中止する場合があります。

5. 協会が本サービス及び有料サービスの内容の変更を必要と判断した場合、協会は会員に通知することなく、その必要な変更を行うことができるものとします。

第5条（ネット上の有料サービス、ネット販売について）

協会が提供するネットを使った有料サービス、ネット販売については「株式会社イメージメーカー」に委託し、会員がそれらのサービスを利用するときは「株式会社イメージメーカー」と特定商法取引法に基づく契約を交わすものとします。

第6条（宣伝物等の送付）

会員は、協会が会員に対して、本サービスの利用実績に基づき、催物の案内、ダイレクトメール、ダイレクト Eメール、宣伝印刷物、その他の情報を送付あるいはその他の方法に

より提供することに同意するものとします。ただし、会員から協会に対して上記の宣伝物の受け取りを辞退できるものとする。

第7条（禁止事項）

会員は、本サービスを利用するにあたり、次の行為を行わないものとします。

1. 自らのユーザー名・パスワードを公開する行為
2. 公序良俗に反する行為
3. 法令に違反する行為
4. 他の会員もしくは第三者の著作権を侵害する行為
5. 他の会員もしくは第三者を誹謗、中傷する行為
6. 他の会員もしくは第三者に不利益を与える行為
7. 協会の運営を妨害する行為
8. 協会が承認していない営業行為
9. 国内外のネットワークを経由して通信を行う場合、経由する国内外のネットワークの規則に反する行為
10. その他、協会が不相当と判断する行為

第8条（会員提供情報の消去）

「SMC」に登録されている全ての情報に関して以下に該当する、またはその恐れのあるものは、協会が登録者の承諾なく削除できるものとし、この場合協会は削除理由を開示する責務を負わないものとします。

1. 登録されている情報が第7条の定める禁止事項に該当すると協会が判断した場合
2. 登録後一定期間を経過し、協会が不必要と判断した場合
3. その他、協会が不適切と判断した場合

第9条（電子メールの受・発信）

1. 会員として協会と電子メールの受・発信を行なう場合、登録情報と同一のメールアドレスを使用するものとします。
2. 登録と異なるメールアドレスにて受・発信を行なった場合、会員に不利益、損害が発生しても、協会はその責任を負わないものとします。>
3. 協会からの電子メールに返信を行なう場合、指定の方法により返信するものとします。
4. 指定と異なる方法にて返信を行なった場合、当該会員に不利益、損害が発生しても、協会はその責任を負わないものとします。
5. 会員として発信する電子メールの本文中の記載内容に関しては、会員本人の責任に基づくものとします。
6. 協会からの電子メールの不達が2週間にわたり続いた場合、その会員は自動的に電子メールのサービスは、一次停止となります。

この設定は会員本人がメールアドレス変更などの届け出を所定の方法でしない限り継続するものとします。

第10条（損害賠償）

会員が本規約およびその他諸規定等に違反する行為または不正もしくは違法な行為によって協会に損害を与えた場合には、協会は当該会員に対して協会の被った損害の賠償を請求することができるものとします。

第11条（免責）

1. 協会は、本サービスの利用または本サービスにより提供される情報等の利用により発生した損害に対し、いかなる責任も負わないとし、一切の損害につき賠償する義務はないものとします。
2. 本サービスの利用による、会員同士、会員と本サービスにおける情報等提供者もしくは会員と第三者との間で生じた紛議には協会は一切責任を負わないものとします。
3. 協会は本サービスの廃止については免責されるものとします。
4. 協会は、会員により本サービスを通じて登録、提供された情報が協会の責に帰せざる事由により消失した場合には免責されるものとします。

第12条（退会）

会員は都合により脱会する場合は協会が「SMC」で定める手続きに従えばいつでも退会できます。

第13条（本サービスの中断、停止）

1. 協会は、以下に該当する場合、会員に承諾を受けることなく本サービスの一部もしくは全部を一時中断、または停止する場合があります。
 - ・「SMC」のシステム定期保守、更新ならびに緊急の場合。
 - ・その他、不測の事態により協会が本サービスの提供が困難と判断した場合。
2. このような事態に伴い、会員に不利益、損害が発生した場合、協会はその責任を負わないものとします。

第14条（サービス内容の変更、中止）

1. 協会は会員への承認を受けることなく、本サービス及び有料サービスの内容を変更、または中止する場合があります。
2. このような事態に伴い、会員に不利益、損害が発生した場合、協会はその責任を負わないものとします。

以上